

公益財団法人 戸田育英財団 奨学金概要(給付型)

- ・対象学校は財団指定校です。
- ・毎年の募集人員は理事会で決定します。
※各学校の学生課奨学金担当に、確認の上、ご応募下さい。

1.応募資格

以下の要件をすべて満たす方

- ・大学の学部生(1年生～2年生)
- ・就業経験のない方(アルバイトを除く)
- ・成績優秀、品行方正でありながら経済的理由により就学が困難な方
(日本国籍を有する方 及び家計支持者の収入が年収税込み 800 万円以下)
- ・他の類似の目的を持つ団体からの給付を受ける方は対象外(公的な機関、学校を除く)
- ・奨学生交流会等、当財団の行事に必ず 出席出来る方

2.返還の有無

- ・返還義務はなし
- ・卒業後の進路について、何らの義務はありません

3.金額・振込

- ・月額:30,000 円(正規の最短修学期間)
- ・毎年 5 月、8 月、12 月の 3 回に分けて 4 か月分を振込
- ・本人名義の銀行口座に各支給月の 23 日に振込
(初回は手続き完了後 また振込日が休日の場合はその前日)
- ・当財団指定の銀行に本人名義の口座を作成の事

4. 奨学金の中止

- ・休学時、留年時、退学時
- ・年度末に現況報告書及び成績証明書を提出しない場合
- ・当財団の交流会に無断欠席した時
- ・停学、懲戒処分を受けた時
- ・他に十分な収入があり奨学金を必要としないと判断した場合
- ・当財団の定める奨学生の義務違反の時(誓約書の内容)

5. 応募方法

- ・窓口は各大学の学生課奨学金担当です。
- ・学校の長を経て下記書類を提出して下さい。
 - 1) 戸田育英財団奨学生願書(指定用紙)
 - 2) 推薦書(原則として、推薦者は学校の長とします)
 - 3) 課題の作文(課題は 2 題、2 題共各 800 字、様式は自由)
 - 4) 成績証明書(1 年生は高校時の証明書)
 - 5) 本人の住民票抄本(コピー可)

6.その他の事項

- ・選考日に必ず出席の事(5 月下旬～6 月上旬に開催)
- ・面接・交流会等の参加に要する交通費は実費を支給(グリーン車は不可)
- ・地方の方は領収書が必要
- ・採用が決定した時は、誓約書を提出
- ・本人、保護者の連絡先、電話、アドレス等変更があったとき速やかに報告

(平成 30 年 2 月 14 日改定)